# 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 ☐現年度 ☐新年度 ☐両年度

（宛先）旭川市長

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏名又は名称 | |
| 個人番号又は法人番号 | |

特別徴収義務者指定番号　※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。

担当者連絡先

| | |
|---|---|
| 所属 | |
| 氏名 | |
| 電話 | |

給与所得者

| | |
|---|---|
| 特徴宛名番号 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | ☐大 ☐昭 ☐平 ☐令　年　月　日 |
| 個人番号（マイナンバー） | |
| 受給者番号 | |

住所（1月1日現在）

現住所　※ 1月1日現在の住所と異なる場合のみ記入してください。

| （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | ☐月から ☐月まで 円 | ☐月から ☐月まで 円 | 令和 年 月 日 | ☐1. 退職 ☐2. 転勤 ☐3. 休職・長欠 ☐4. 死亡 ☐5. 給与少額・不定期 ☐6. 合併・解散 ☐7. その他（　） | ☐1. 特別徴収継続 ☐2. 一括徴収 ☐3. 普通徴収 ※ 下の該当欄に記入してください |

## 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | ※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。 |
| 所在地 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏名又は名称 | |

連絡担当者

| | |
|---|---|
| 個人番号又は法人番号 | |
| 所属 | |
| 氏名 | |
| 電話 | |

未徴収税額は、新しい勤務先で

☐　月分（翌月10日納入期限分）から

徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

## 2. 一括徴収の場合

※ 1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますが、12月31日までの退職についても、一括徴収に御協力くださいますようお願いします。

理由

☐1. 異動が、令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

☐2. 異動が、令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日　月　日

徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円

左記の一括徴収した税額は、

☐　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## 3. 普通徴収の場合

理由

☐1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

☐2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

☐3. 死亡による退職であるため

※市記入欄　処理：　番　年　月　日

◎ 異動届出書の控えに受付印が必要な場合は、控え用のコピーと、切手を貼って返信先所在地を記載した返信用封筒を同封してください。

◎ この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。（P5参照）

# 【異動届・例１】退職をして未徴収税額を一括徴収した場合

年度：☑現年度　☐新年度　☐両年度

（宛先）旭川市長

令和 9 年 1 月 10 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 070－8525 旭川市7条通10丁目 |
| フリガナ | アサヒカワケンセツ　カブシキガイシャ |
| 氏名又は名称 | 旭川建設　株式会社 |
| 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |

特別徴収義務者指定番号：9 0 0 0 0 0 0 0 1　※令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。

| | |
|---|---|
| 所属 | 経理係 |
| 氏名 | 旭川　花子 |
| 電話 | 0166－12－3456 |

「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている番号を転記してください。

給与所得者

| | |
|---|---|
| 特別徴収宛名番号 | 5 |
| フリガナ | アサヒカワ　ジロウ |
| 氏名 | 旭川　次郎 |
| 生年月日 | ☐大 ☑昭 50年 1月 1日 |
| 個人番号（マイナンバー） | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 |
| 受給者番号 | 0000－1111－2222 |

住所（1月1日現在）：旭川市7条通9丁目

※1月1日現在の住所と異なる場合のみ記入してください。
現住所：●●市中央区北1条1丁目1番1号

| (ア)特別徴収税額（年税額） | (イ)徴収済額 | (ウ)未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 24,000 円 | 6 月から 1 月まで 16,000 円 | 2 月から 5 月まで 8,000 円 | 令和 9 年 1 月 31 日 | ☑1. 退職　☐2. 転勤　☐3. 休職・長欠　☐4. 死亡　☐5. 給与少額・不定期　☐6. 合併・解散　☐7. その他（　） | ☐1. 特別徴収継続　☑2. 一括徴収　☐3. 普通徴収　※下の該当欄に記入してください |

例）
１月支払分給与までは通常の額で特別徴収し、
２月支払分給与で残る額（未徴収税額）を一括徴収する場合、このように記載してください。

## 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（義務者）

| | |
|---|---|
| フリガナ | |
| 氏名又は名称 | |
| 給当先者 氏名 | |
| 給当先者 電話 | |

未徴収税額は、新しい勤務先で
☐　月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

原則、一致します。

## 2. 一括徴収の場合

※　1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますが、12月31日までの退職についても、一括徴収に御協力くださいますようお願いします。

理由
- ☐1. 異動が、令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
- ☑2. 異動が、令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日：2 月 15 日

徴収予定額（上記(ウ)と同額）：8,000 円

左記の一括徴収した税額は、
2 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## 3. 普通徴収の場合

理由
- ☐1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
- ☐2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
- ☐3. 死亡による退職であるため

※市記入欄　処理：　番　年　月　日

年度途中まで特別徴収となっていた方が退職（休職や長期欠勤等含む。）し、残る税額（未徴収税額）を一括徴収する場合、異動届出が必要となります。
※　１月１日以降の退職は原則として一括徴収となりますが、１２月３１日までの退職についても、一括徴収に御協力くださいますようお願いします。

# 【異動届・例２】退職（休職や長期欠勤等含む。）により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合

年度 ☑ 現年度 ☐ 新年度 ☐ 両年度

（宛先）旭川市長

令和 8 年 10 月 25 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 070－8525 旭川市7条通10丁目 |
| フリガナ | アサヒカワケンセツ　カブシキガイシャ |
| 氏名又は名称 | 旭川建設　株式会社 |
| 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |

特別徴収義務者指定番号：9 0 0 0 0 0 0 1　※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。

担当者　所属：経理係　氏名：旭川　花子　電話：0166－12－3456

「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている番号を転記してください。

## 給与所得者

| | |
|---|---|
| 特別徴収宛名番号 | 5 |
| フリガナ | アサヒカワ　ジロウ |
| 氏名 | 旭川　次郎 |
| 生年月日 | ☐ 大 ☐ 平 ☑ 昭 ☐ 令 50 年 1 月 1 日 |
| 個人番号（マイナンバー） | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 |
| 受給者番号 | 0000－1111－2222 |

住所（1月1日現在）：旭川市7条通9丁目

※ 1月1日現在の住所と異なる場合のみ記入してください。
現住所：●●市中央区北1条1丁目1番1号

| （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 24,000 円 | 6 月から 10 月まで 10,000 円 | 11 月から 5 月まで 14,000 円 | 令和 8 年 10 月 31 日 | ☑ 1. 退職　☐ 2. 転勤　☐ 3. 休職・長欠　☐ 4. 死亡　☐ 5. 給与少額・不定期　☐ 6. 合併・解散　☐ 7. その他（　） | ☐ 1. 特別徴収継続　☐ 2. 一括徴収　☑ 3. 普通徴収　※ 下の該当欄に記入してください |

## 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | ※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。 |
| 所在地 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏名又は名称 | |
| 個人番号又は法人番号 | |
| 連絡担当先者 所属 | |
| 連絡担当先者 氏名 | |
| 連絡担当先者 電話 | |

未徴収税額は、新しい勤務先で ☐ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

## 2. 一括徴収の場合

※ 1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますが、12月31日までの退職についても、一括徴収に御協力くださいますようお願いします。

理由
- ☐ 1. 異動が、令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
- ☐ 2. 異動が、令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日：　月　日

徴収予定額（上記（ウ）と同額）：　円

左記の一括徴収した税額は、☐ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## 3. 普通徴収の場合

理由
- ☑ 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
- ☐ 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
- ☐ 3. 死亡による退職であるため

※市記入欄　処理：　番　年　月　日

年度途中まで特別徴収となっていた方が退職（休職や長期欠勤等含む。）し、残る税額（未徴収税額）を本人が直接納付する場合、異動届出が必要となります。
※　非課税の方や均等割のみの方など、未徴収税額がない場合であっても退職に係る異動届出は必要です。

## 【異動届・例３】現在は特別徴収の対象者ではなく、新年度は対象となる予定であった方が退職した場合

年度 ☐ 現年度 ☑ 新年度 ☐ 両年度

（宛先）旭川市長

令和 9 年 3 月 15 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 070－8525 旭川市7条通10丁目 |
| フリガナ | アサヒカワケンセツ　カブシキガイシャ |
| 氏名又は名称 | 旭川建設　株式会社 |
| 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |

特別徴収義務者指定番号：9 0 0 0 0 0 0 0 1　※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。

| | |
|---|---|
| 所属 | 経理係 |
| 氏名 | 旭川　花子 |
| 電話 | 0166－12－3456 |

既に指定番号が附番されている事業所は指定番号を記載してください。

給与所得者

| | |
|---|---|
| 特徴宛名番号 | |
| フリガナ | アサヒカワ　ジロウ |
| 氏名 | 旭川　次郎 |
| 生年月日 | ☐ 大 ☐ 平 ☑ 昭 ☐ 令 50 年 1 月 1 日 |
| 個人番号（マイナンバー） | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 |
| 受給者番号 | 0000－1111－2222 |

住所（1月1日現在）：旭川市7条通9丁目

現住所：※ 1月1日現在の住所と異なる場合のみ記入してください。 ●●市中央区北1条1丁目1番1号

| (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | ☐ 月から ☐ 月まで 円 | ☐ 月から ☐ 月まで 円 | 令和 9 年 3 月 31 日 | ☑ 1. 退職 ☐ 2. 転勤 ☐ 3. 休職・長欠 ☐ 4. 死亡 ☐ 5. 給与少額・不定期 ☐ 6. 合併・解散 ☐ 7. その他 （　） | ☐ 1. 特別徴収継続 ☐ 2. 一括徴収 ☑ 3. 普通徴収 ※ 下の該当欄に記入してください |

### 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | ※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。 |
| 所在地 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏名又は名称 | |
| 個人番号又は法人番号 | |
| 連絡担当先者 所属 | |
| 連絡担当先者 氏名 | |
| 連絡担当先者 電話 | |

未徴収税額は、新しい勤務先で ☐ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

### 2. 一括徴収の場合

※ 1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますが、12月31日までの退職についても、一括徴収に御協力くださいますようお願いします。

理由
- ☐ 1. 異動が、令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
- ☐ 2. 異動が、令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日：　月　日

徴収予定額（上記(ウ)と同額）：　円

左記の一括徴収した税額は、☐ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

### 3. 普通徴収の場合

理由
- ☐ 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
- ☑ 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
- ☐ 3. 死亡による退職であるため

※市記入欄　処理：　番　年　月　日

現在は特別徴収の対象ではなく、年末調整時に新年度分を特別徴収するものとして給与支払報告書を提出したものの、１月２日から５月３１日の間に退職（休職や長期欠勤等含む。）の異動があった場合、新年度分の特別徴収を普通徴収にするための異動届出が必要となります。

# 【異動届・例４】転勤・転職等により特別徴収義務者を変更する場合（特別徴収を継続する場合）

年度 ☑ 現年度 ☐ 新年度 ☐ 両年度

（宛先）旭川市長

令和 8 年 10 月 25 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 070－8525 旭川市7条通10丁目 |
| フリガナ | アサヒカワケンセツ　カブシキガイシャ |
| 氏名又は名称 | 旭川建設　株式会社 |
| 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 |

特別徴収義務者指定番号：9 0 0 0 0 0 0 1　※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。

担当者：所属 経理係／氏名 旭川　花子／電話 0166－12－3456

「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている番号を転記してください。

## 給与所得者

| | |
|---|---|
| 特徴宛名番号 | 5 |
| フリガナ | アサヒカワ　ジロウ |
| 氏名 | 旭川　次郎 |
| 生年月日 | ☐ 大 ☐ 平 ☑ 昭 ☐ 令 50 年 1 月 1 日 |
| 個人番号（マイナンバー） | 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 |
| 受給者番号 | 0000－1111－2222 |

住所（1月1日現在）：旭川市7条通9丁目

※ 1月1日現在の住所と異なる場合のみ記入してください。
現住所：●●市中央区北1条1丁目1番1号

| (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 24,000 円 | 6 月から 10 月まで 10,000 円 | 11 月から 5 月まで 14,000 円 | 令和 8 年 10 月 31 日 | ☐ 1. 退職 ☑ 2. 転勤 ☐ 3. 休職・長欠 ☐ 4. 死亡 ☐ 5. 給与少額・不定期 ☐ 6. 合併・解散 ☐ 7. その他 （　） | ☑ 1. 特別徴収継続 ☐ 2. 一括徴収 ☐ 3. 普通徴収 ※ 下の該当欄に記入してください |

## 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8　※ 令和8年1月から、前ゼロを含めて8桁となっております。 |
| 所在地 | 〒 070－0036 旭川市6条通10丁目 |
| フリガナ | シンアサヒカワセイメイホケン　ソウゴガイシャ |
| 氏名又は名称 | 新旭川生命保険　相互会社 |
| 個人番号又は法人番号 | 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 連絡担当者 所属 | 人事係 |
| 連絡担当者 氏名 | 北海　三郎 |
| 連絡担当者 電話 | 0166－98－7654 |

未徴収税額は、新しい勤務先で 11 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号：9999－8888－7777

新しい勤務先（特別徴収義務者）の情報について、届出を行う前に異動先の事業所に確認してください。

※特に異動先の指定番号や特別徴収開始月は届出前に必ず確認してください。

## 2. 一括徴収の場合

※ 1月1日以降の退職は原則とし

理由
- ☐ 1. 異動が、令和8年12月31日までで、一括徴収の申出が
- ☐ 2. 異動が、令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出

限分）で納入します。

## 3. 普通徴収の場合

理由
- ☐ 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
- ☐ 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
- ☐ 3. 死亡による退職であるため

※市記入欄　処理：　番　年　月　日

A社でX月分まで徴収した後、B社へ転勤（転職を含む。）してX月分の後も引き続きB社で特別徴収をする場合は、異動届出が必要です。＜異動の事由＞は『２．転勤』となります。必ず異動先の事業所に確認してから届出を行ってください。異動届の提出時期によっては、御希望の特別徴収開始月に間に合わない場合があります。